

## [22]哲学論文集表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1397702>

---

出版情報：哲学論文集. 22, 1986-09-20. 九州大学哲学会  
バージョン：  
権利関係：

# 九州大学哲学会会則

- 第一条 本会は九州大学哲学会と称する。
- 第二条 本会は会員相互間の研究交流並びに親睦を図ることを目的とする。
- 第三条 本会の事務所は福岡市東区箱崎、九州大学文学部内におく。
- 第四条 本会の会員は正会員・特別会員及び名誉会員とする。
- 一、正会員となることができる者は次の者とする。
- 九州大学文学部哲学・倫理学教室  
九州大学教養部哲学科教室  
九州大学文学部哲學哲学史・倫理  
学専攻学生・卒業生及び研究生  
九州大学学院文学研究科哲学・  
西洋哲学史・倫理学専攻学生及び  
学生たりし者その他委員会で適當  
と認めた者
- 二、特別会員は前項教官のうち教授・  
助教授及び専任講師を退職した者  
とする。
- 三、名誉会員は本会で適當と認めた者  
とする。
- 本会はその目的を達成するため次  
の事業を行う。
- 一、毎年一回大会の開催
- 二、会誌等の刊行

- 三、研究資料の蒐集及び交換
- 四、国内の関係学术団体との連絡
- 五、研究会、講演会等の開催
- 六、その他、本会の目的を達成する為  
に必要な事業
- 第五条 本会に次の役員をおく。
- 第六条 一、委員 若干名 (内委員長一  
名、常任委員若干名)
- 二、会計監査 二名
- 三、幹事 若干名
- 第七条 総会は年一回定期的に開き、そ  
れに他必要あれば委員会の決議によ  
つて臨時に開くことが出来る。
- 第八条 委員は正会員相互の互選によつ  
て選ばれ、任期は二年とする。但し重  
任を妨げない。
- 第九条 委員会は本会の事業の運営にあた  
り、幹事を依嘱し、その他必要な  
場合は専門役員を依嘱する。
- 第十条 委員の互選により、常任委員若干  
名をおく。
- 第十二条 委員の互選により委員長一名をお  
く。
- 委員長は本会を代表し、委員会を  
招集し、委員会にはかつて総会を  
招集する。
- 正会員の互選により、会計監査二  
名をおく。会計報告は総会において  
行う。

- 第十三条 幹事は委員会の依嘱により会の庶
- 務ならびに会計を処理する。任期  
は二年とする。但し重任を妨げな  
い。
- 第十四条 本会の経費は会費、寄附金、そ  
他の収入による。
- 第十五条 正会員は所定の会費を納めるもの  
とする。
- 第十六条 会計年度は毎年九月一日に始まり  
翌年八月三十一日に終る。
- 第十七条 本会則の変更は総会の決議による。
- 第十八条 第十六条の規定による。
- 第十九条 一、本会に入会及び脱会を希望する者  
は書面をもつて委員会に申し出、  
その承認を得なければならない。  
二、本改正会則は昭和四十五年九月二  
十七日から之を施行する。

## ※付 則

編 集 委 員

稻 増 垣 良 典  
山 崎 永 雄 三 典  
唐 佑 二 典